2022 年 6 月 5 日 於明治大学
第 56 回日本文化人類学会研究大会 研究倫理委員会特別シンポジウム
『アイヌ民族に関する研究倫理指針(案)』から考える、文化人類学の過去と未来にむけての展望』

文化人類学会の未来に向けて

窪田幸子

本日のシンポジウムは、すでに説明された通り、日本の先住民であるアイヌへの調査研究について「アイヌ研究倫理指針」として倫理的な調査方針を構築しようとする委員会に対応して動いてきた文化人類学会が、現在直面している問題を、会員の方々と共有し、文化人類学の未来をともに考えようとして企画された。これをきっかけとして、アイヌ民族を対象とした研究だけではなく、広く文化人類学研究の営み全体を内省し、議論をし、我々はどこに向かうのかをともに考えたい。

オーストラリア先住民研究にかかわってきた筆者は、1980 年代後半、先住民の遺骨、遺物の返還が推進され、研究倫理が重視されるようになる変化を現地で経験してきた。2011 年、2019 年に日本でもアイヌ遺骨の所在調査が行われ、返還の道すじをまがりなりにも考えるようになった。しかし、その対応はオーストラリアで経験したこととは大きく異なるところがあった。日本では倫理的な学問の反省も、被調査者との関係性の変化も進まず、歯がゆい思いをしてきた。ここでは、まずオーストラリアでの遺骨と遺物の返還を推進していくことになる変化について、国家のかかわり方もふくめて述べる。そして、博物館、大学、研究でおきてきた変化を述べる。そののち、日本での状況を説明し、本シンポジウムがめざすところを明らかにしたい。

1　オーストラリアで出会った変化

筆者は、1980 年代後半に博士後期課程にはいり、オーストラリアでの現地調査を開始した。調査地は、大陸北部のアーネムランドであったが、同時に大陸の南部の都市にあるオーストラリア国立大学をはじめ、現地の複数の人類学のセンターで学んだ。この時期は、オーストラリア社会で先住民と主流社会の関係が大きく変化した時期であった。1968 年に国民投票がおこなわれ、アボリジニの扱いが他の国民と平等になり、最低賃金や社会福祉など彼らの地位回復が図られ、土地権も次第に認められていった。それがさらに具体的に派及していったのが 1980 年代といえるだろう。

そして、その変化は、博物館、大学など研究の場での先住民との関係の変化にもおよんだ。最も顕著であったのは、遺骨と遺物の地域への返還であり、博物館等においての先住民の位置であった。また、人類学的調査において、被調査者であるアボリジニの立場、ニーズを考

え、協同調査をおこなうことなど、倫理的対応が求められる状況が急速に広がっていった。

1） 遺物、遺骨の返還

1976 年にタスマニアで、トルガニニ(c. 1812 – 8 May 1876)というタスマニア・アボリジニの女性の骨が返還された。これが最も早い先住民遺骨返還であった。このころから各地で、博物館に収蔵されたアボリジニの遺骨の返還要求が続いた。オーストラリア博物館長会議（the Council of Australian Museum Directors）は 1983 年に人骨の収蔵及び展示を行わない方針を発表し、1984 年には、アボリジニ・トレス海峡諸島民遺産条例(Aboriginal and Torres Strait Islanders Heritage Protection Act)が連邦議会で採択され、先住民遺骨の扱いは法的に規制され、返還がすすめられるようになっていった。1990 年代には、連邦政府によって先住民遺物返還プログラム（1993-1997 と 1999-2005）も推進された。

特に、1993 年に全博物館の代表組織であるオーストラリア博物館教会(Museum Australia)が出した方針「過去の所有、新しい責任（”Previous Possessions, New Obligations”）」は、先住民族遺物について博物館の統一方針を示した文書であり、博物館と先住民族との関係のあり方を決定的に変えるものとなった。そこでは、アボリジニとの関係改善がうたわれ、１）遺骨、儀礼具、資料全般の返還の推進、２）調査研究、博物館活動へのアボリジニの参加、３）互いの意思疎通により規範、制度の構築、が明記されていた。特に 1）の遺物、遺骨については、これまでの「遺骨と聖なる遺物の処分決定は、博物館が一方的な権利を持つ」という立場が覆り、「アボリジニが文化的遺物、遺骨に対して特別の、かつ第一義的な権利を持つ」ということが明確に示された。そして、博物館は、全ての必要な情報を先住民族側に提供する義務をおうことも明文化された。博物館をめぐる常識が大きく変化したといえる時期であった。

2） さらなる返還の推進

2000 年 7 月、当時のオーストラリア首相であったジョン・ハワードと、イギリス首相であった、トニー・ブレアは、イギリスにあるアボリジニの遺骨返還についての共同声明を発表した。この声明をうけ 2001 年にはキャンベラにできたオーストラリア博物館の中に、アボリジニ遺骨の返還部門が作られ、アボリジニ出自の専門員が雇用された。イギリスをはじめとする各地からここへの遺骨の国際返還がつづいた。それらを含め 2010 年までの 25 年間に、1000 体以上を地元に返還したという。

このように、オーストラリアでは、1980 年代中ごろから、人骨の同定、返還の動きが始まり、推進されてきたわけだが、その動きは、古人骨の返還にまで及んだ。オーストラリアには、乾湖であるマンゴー湖で発掘された、マンゴーレディとマンゴーマン（Mungo Lady &Mungo Man）と呼ばれる古遺骨がある。これはそれぞれ 1969 年と 1974 年に発掘された。マンゴーレディは火葬された痕跡があり、マンゴーマンの遺骨には赤オーカーが塗られていた。いずれも 3〜4 万年前の骨といわれ、人類進化にかかわる大きな発見として世界的

に注目を集めた。オーストラリアへの人類移動の時期の特定にかかわる発見であった。

マンゴー湖の遺骨の返還要求がこの地域のアボリジニによって 1980 年代に起こされた。要求された考古学者、人類学者たちは、当初は、科学的に重要な、人類史において最も重要な遺骨であり、また、その地域のアボリジニに遺骨との直接の関係はみとめられない、として返還を拒否し、返還を求めるアボリジニと対立した。しかし、1990 年代に入って彼らは態度を大きく変えることになった。「あなた方は、我々の歴史を盗んだ」のだ、というアボリジニの批判に考古学者たちは耳を傾けたのである。5 万年前の遺骨とその地域に住む人々には系譜関係はない、というのは主流社会側の理解である。それに対して、アボリジニの人々は自分たちの土地、大地との神話的つながりを重視する。大地の祖先である精霊は自分たちの祖先である。このように両者の祖先観には大きな隔たりがある。先住民側の祖先観に主流社会が理解をしめすことになったこのような変化は、オーストラリア社会全体におけるアボリジニへの理解、学術における先住民との関係性の全体的な変化の中で起きてきたといえるだろう。こうして、オーストラリアにおいては、どのような人骨でも無条件で、先住民側の希望によって返還する、という方針は明確なものとなったのである。

返還は遺骨だけでなく、非公開の儀礼具、写真などにもおよんだ。文化人類学者は、日常の器物や儀礼具を収集し、博物館に納めてきた。特にチュリンガとよばれる中央砂漠地域の板状の秘密の儀礼具は集中的に集められた。これは成人儀礼を受けた部族の男性だけが見ることのできるものであり、それぞれの集団にとって決定的に重要なものとされていた。南オーストラリア博物館は、1980 年代後半から 1990 年代のはじめに、これらを積極的に各地域に返還していった。

3）　博物館と学術の変化

オーストラリアは 2001 年に連邦成立 100 年の記念の年を迎えた。これを前にして、各地の博物館はいずれも大きな展示がえを行った。この時代のアボリジニの扱いの変化を反映し、展示ではアボリジニの扱いが増大し、表象の在り方も変化した。過去の存在ではなく、現在に生きる人々としての展示が中心となった。組織的にもアボリジニの学芸員スタッフが採用され、地域委員会や展示委員会にアボリジニ出自のメンバーが入った。アボリジニの意見を取り入れるという方針が明確になったのである。その方針はさらにすすめられ、学芸員スタッフの“アボリジニ化”につながっている。

メルボルン博物館では、「展示されてきたわれわれ」を批判的に展開し、初代館長であった人類学者の等身大の像を展示し、彼の収集品とともに並べられた。当時の収集の姿勢そのものに疑問を提示する展示であった。そのほかの博物館でも現代のアボリジニの声や写真を展示し、アボリジニの多様性を伝えるような展示が続いた。このような展示と博物館の変化は、オーストラリア白人主流社会の変化を象徴するものであったといえる。

このような変化は、博物館や大学など組織内での変化だけでなく、調査地との関係性の在り方も変えた。一方的に調査研究を行うかつての在り方は否定され、調査内容を決める段階

から調査地のニーズを考え、共同調査をおこない、成果を現地に還元し、発表には調査地の人々を共同調査者として加えることが増えた。オーストラリア人類学会の研究大会にアボリジニが参加することは見なれた出来事となっている。それとともに文化人類学的研究についての倫理指針は、たいへん厳格になっていった。

2　「先住民」をめぐる国際的な展開

オーストラリアでの変化は、国際社会での先住民の立場と彼らについての理解の変化を背景としている。1948 年、国連総会において世界人権宣言採択されて以降、世界で少数者をめぐる権利回復は進められてきたが、先住民というカテゴリーで主張されるようになってきたのは、1970 年代以降である。1982 年には、国連に先住民作業部会が作られ、1983 年が「世界の先住民の国際年」とされた。その翌年からの 10 年は、「世界の先住民の国際 10 年」に指定され、さらに議論が続いたのである。1989 年には、ILO 第 169 号条約として「原住民及び種族民条約」が結ばれ、2005 年からの第二次世界の先住民の国際 10 年のなかで、2007 年に「世界の先住民の国連宣言」が発表された。この中で、先住民の遺骨、文化的に重要な遺物についての主体的権利と、その返還が必須であることが明記されたのである。国際組織での先住民をめぐる変化は、各国に影響を与えた。世界の国々は、この時期、自国の先住民の権利回復、状況の改善、他の集団との平等化に取り組んできたのである。

3　日本での問題ーアイヌを中心に

日本には先住民であるアイヌの人々がいる。彼らが、日本北部の先住民として、法律的にも認められたのはつい最近のことである。文化人類学では、古くからアイヌの人々の研究を行ってきており、彼らの器物の収集も行ってきた。その調査の多くは、知識を収奪し、自分の業績にするという一方的なもので、彼らの立場にたち、被調査者としての彼らの経験に寄り添うことはほとんどなかったといわざるをえない。そして、オーストラリアの状況に比べると、今でも、調査地の声に耳を傾ける態度は十分とは言えないだろう。

1）アイヌ遺骨という問題

日本でも、1930 年代から人骨が盛んに収集され、日本人の起源を考える研究が行われてきた。1980 年代から、アイヌの人々による抗議や、返還要求がつづいている。2009 年に、内閣府にアイヌ政策推進会議がおかれ、この問題の検討が開始された。

2011 年と 2019 年に、文部科学省は、アイヌ遺骨の所在調査をおこない、1676 体のアイヌ遺骨が 12 大学に、133 体のアイヌ遺骨が博物館等の施設にあることが確認された。内閣府は、当初は、祭祀承継者が明確なもののみ、返還を認めるとしていたが、その後地域返還も可能とした。しかし、ほとんどの遺骨は情報が乏しく、返還が難しい。2020 年 3 月に、アイヌの民族博物館と総合文化施設である、民族共生象徴空間ウポポイが北海道白老に建設された。それに先立つ 2019 年にウポポイの一角に慰霊施設が建設され、12 大学などにあ

った遺骨が集約された。しかしこれは一時的な施設と国交省も位置付けており、返還が可能になれば返還を進める、ともしている。

この遺骨の問題をめぐっては、アイヌの人に寄り添った形での返還の道筋は示されておらず、返還を積極的に推進しようとするうごきもほとんどない。過去の収集についての謝罪もされていない。そのような中でアイヌの一部の人々からはさらに研究に遺骨を利用しようとしているのではないか、という疑義が示されている。

このような動きを前にして、当時、日本学術会議第一部会員としての活動をしていた筆者は、2018 年に「歴史的遺物返還に関する検討分科会」を立ち上げ、この問題についての議論を重ね、提言の提出を目指した。そして議論をふまえてアイヌの人々に寄り添った返還のプロセスの構築、これまでの経緯の検証と公表、アイヌの人々の参画を推進すること、などを中心とする文書をまとめた。しかし、関係する他分野からの抵抗は強く、2020 年に日本学術会議の執行部は議論がつくされておらず、影響が大きいとしてこの文書は提言または報告ではなく、「記録」としてとどめるという決定を行った。このような文書がなかなか外に出せないことにも日本の独自な事情が表れているといえるだろう。

2）アイヌの人々との対話

提言をまとめるための議論の中で、分科会では 2 回、アイヌの諸団体の代表の方たちとの話し合いを持った。この集まりのはじめに、彼らが研究者に対して疑いをもって、構えていたことに衝撃をうけた。偉そうな学者が何をしようというのか、という疑いであった。我々が彼らに寄り添う返還の道筋を探る、という目的であることが分かると態度は大きく変わり、彼らがこれまで、遺骨問題を通じて経験してきた様々な苦しい経験ついて赤裸々な声をきくことができた。研究調査によって彼らがうけてきた痛みは現在形であることを強く再認識した。

その後、アイヌ研究倫理指針の作成にかかわり、日本文化人類学会にもアイヌの人々の団体から、2 度ほどオンラインでの対話の要請があり、今回登壇している 3 人が対応した。アイヌ研究倫理指針の作成は、これからのアイヌにかかわる研究を倫理的に進めるためのもので、文化人類学会としてはこれを進めることは必要であると考えていた。しかし、話しあいを通じ、アイヌの人々の立場からすると、その態度は不信をもたせることであることがわかった。彼らは未来を語る前に、これまでの研究を振り返り反省すべきであることを強く訴えた。未来の学術だけを語ろうとする我々の態度は、学術を特別なものとする植民地主義的な態度と彼らには見える可能性もあることにあらためて気づかされた。

4　日本文化人類学会の未来にむけて

このように、アイヌの一部の人々からの根強い不信、抗議は現在もあり続けている。「未来の研究倫理を論ずる前に、過去の学術の責任をきちんと考えるべき」との彼らの主張は、強く心に届いた。学問的な倫理を守れば研究してよい、とする態度は彼らには、学術を科学

として特別視するもので、学術の側に立った態度とみえる。確かに文化人類学は、遺骨を直接扱うことはないかもしれない。しかし、問題は遺骨だけではない。我々、文化人類学の研究でも調査研究には、科学的重要性があるとし、それを正当化し、調査される側の立場や必要によりそう態度がかけた研究は、つい最近まであった。我々はそのようなこれまでの文化人類学研究の姿勢を内省する必要があるのではないだろうか。それは、もちろんアイヌ民族を対象とした研究の問題だけではない。広く文化人類学研究のこれまでの営み全体を内省することが必要なのではないか。

そのように考え、本日のシンポジウム「『アイヌ民族に関する研究倫理指針』から考える、文化人類学の過去と未来に向けての展望」を企画した。本日は、企画のはじめとして、会員の皆さんに問題の所在をご理解いただき、問題意識を共有することがなによりも必要と考え、パネル登壇者はこの問題に直接関与してきた学会員 3 人にとどめた。ここから、意見交換によって議論を深め、広く文化人類学研究の営みを内省し、研究対象者との関係のありかたを考えたい。そのためには、調査される側の主体を含め、多様な登壇者を招き、議論を重ねる予定である。今後、複数回のウエビナーやシンポジウムを通して、学会員の間での理解を深め、広く文化人類学研究の営みを内省し、できれば近い将来学会からのステートメント、できれば謝罪、を発表することにつなげたいと考えている。